

# 東京パラリンピックのレガシー(共生社会)としてのバリアフリー法※改正(今国会に提出)

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

東京パラリンピックを契機とした「共生社会ホストタウン」の取組拡大を受け、バリアフリー法において「心のバリアフリー」に関する施策の推進を強化。今後、「**共生社会ホストタウン**」の取組を**東京大会のレガシーとして継続発展**するとともに、体制を強化。

## バリアフリー法の主な改正内容

- 東京パラリンピックを契機とした「共生社会ホストタウン」の取組拡大を受け「**心のバリアフリー**」に関する事項を**バリアフリー法**における計画制度(マスタープラン、基本構想)に**位置づけ**
- 「心のバリアフリー」に関する施策を国土交通大臣とともに推進する**主務大臣として文部科学大臣**を追加
- 新たに、**公立小中学校**をバリアフリー基準**適合義務**の対象に追加
- 鉄道等の優先座席、車椅子利用者用駐車施設などの**適正利用の取組**を強化
- 公共交通事業者等に対する**ソフト基準**(スロープ板の適切な操作等)への**適合義務**の創設
- 障害者等へのサービス提供について国が**認定する宿泊施設、飲食店等の情報提供を促進**
- バリアフリーの促進に関する**地方公共団体への指導・助言等**に関する規定を創設